

信用保証制度の改定

上野 可南子

信用保証協会が公的な保証人となって中小企業の資金調達を円滑にするために実施されている信用保証制度において、18 年度と 19 年度、大きな改定が実施および予定されている。

1. 保証料率の改正：18 年 4 月 1 日実施

信用保証制度を利用する際には、保証料を支払わなければならない。保証料を決める保証料率は、従来、原則一律であったが、18 年度、中小企業者の経営状況に応じた、年 0.50 ~ 2.20% の 9 段階の料率に改正された。基本となる料率は下表の通りである。

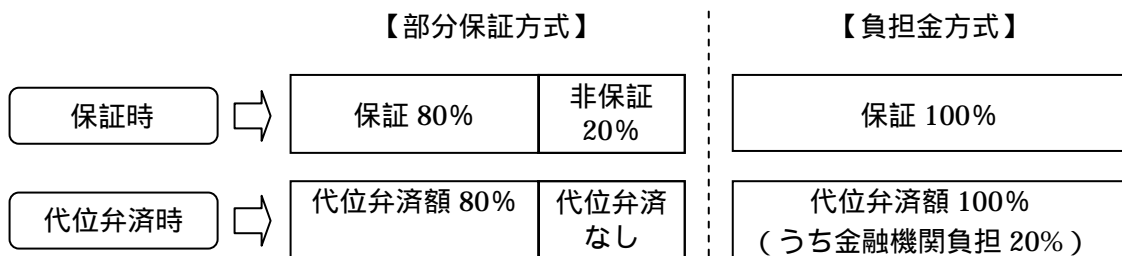
(年率%)

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

どの区分の料率が適用されるかは、中小企業信用リスクデータベース (CRD) による決算内容の評価で決まる。中小企業信用リスクデータベースとは、平成 13 年に中小企業金融の円滑化を支援するために創設された中小企業に関する日本最大のデータベースである。17 年 10 月現在、会員金融機関等の数は 210 であり、約 220 万件の中小企業のデータが蓄積されている。

2. 責任共有制度：19 年 10 月導入予定

責任共有制度とは、金融機関と保証協会とが適切な責任共有を図るため、部分保証等の制度を広く導入するものである。責任共有制度では、金融機関が部分保証方式 (保証協会の保証割合 80%)、負担金方式 (金融機関の負担割合 20%) のどちらかを選択する。



ただし、責任共有制度導入を円滑に進めるため、新設される「小口零細企業保証制度」の他、セーフティネット保証や創業関連など、当面、責任共有制度の対象外とする措置が講じられる。

3. 小口零細企業保証制度：19 年 10 月導入予定

小口零細企業保証制度とは、責任共有制度導入を円滑に進めるため、下記に該当する小規模企業を対象に創設されるもので、当分の間、保証協会が 100% 保証をするものである。

- 常時使用する従業員が 20 人以下 (商業・サービス業は 5 人以下) の法人又は個人
- 既存の保証付き融資残高との合計が 1,250 万円以下